

保険証の変更と保険料の決定

皆さんが納める後期高齢者医療保険料は、安定した医療制度を維持するための大切な財源です。納め忘れのないようにお願いします。

8月1日から被保険者証が「オレンジ色」に

後期高齢者医療制度の被保険者証(保険証)は、毎年8月1日に変わります。

現在使っている緑色の保険証の有効期限は7月31日までです。8月以降は使えません。

8月1日からの保険証は「オレンジ色」です。被保険者の皆さんには、7月下旬までに郵送します。8月1日からはこの「オレンジ色」の保険証を使用してください。

新しい保険証が届いたら、住所、氏名、皆さんが医療機関で支払う医療費の「一部負担金の割合(1割または3割)」などをご確認ください。この「一部負担金の割合」は、平成24年中の所得によって決まりますので、前回と割合が異なる場合があります。有効期限を過ぎた保険証は使うことができませんので、細か

く裁断するなどして処分してください。住所・氏名などが他人に知られないよう十分注意してください。

25年度の保険料は

24年中の所得で算出

平成24年中の所得に基づいて平成25年8月に、平成25年度の後期高齢者医療保険料を決定します。これを「確定賦課」といいます。

4、6、8月の仮徴収により平成25年度分の保険料を既に納付している人は、決定した保険料額から御納付済みの額を差し引いた残額を納めることとなります。その際、決定した保険料額よりも仮徴収額が大きければ、その差額が還付されます。


▼納付の方法

納付方法は、年金差し引きによる特別徴収と、現金または口座振替による普通徴収があります。

保険料の納付について

後期高齢者医療保険料は、病院や薬局へ支払う皆さんの医療

◀8月1日から「オレンジ色」に変わりますのでご注意ください

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成26年7月31日	
被保険者番号	01234567
住所	静岡県榛原郡川根本町〇〇〇123番地
氏名	川根本 太郎
性別	男
生年月日	平成 〇年 〇月 〇日
資格取得年月日	平成 〇年 〇月 〇日
発効期日	平成 〇年 〇月 〇日
交付年月日	平成 〇年 〇月 〇日
一部負担金の割合	〇割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	静岡県後期高齢者医療広域連合 

年金を受給している人は、法令により、年金差し引きによる特別徴収が原則となります。基本的には、左ページの中段の表に基づいた納付となります。また、年金差し引きで納付している人でも、申し出によって「口座振替」による納付に変更することができ、役場生活健康課に申し出てください。

特別な事情によって保険料納付が難しい場合などは、役場生活健康課にご相談ください。

限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)

対象者※1 世帯全員が住民税非課税(低所得者Ⅱまたは低所得者Ⅰ)の被保険者
内容 認定証の交付を受けるこ

とで、病院での支払いが一定の金額にとどめられ、入院時の食事代などが減額されます。

交付された認定証については、医療機関の窓口には必ず提示してください。

認定証が交付されていないと、この減額は適用されません。認定証が必要な人は次の①、②をご確認ください。

手続きについて

①既に減額認定証がある人

現在交付されている認定証の有効期限は平成25年7月31日です。8月以降も「対象者※1」に該当する人は自動更新されます。申請する必要はありません。

なお減額認定証は、保険証と併せて役場から送付しますのでご確認ください。

②減額認定証を持っていない人

現在、減額認定証を持っていない人で「対象者※1」に該当する人は、役場生活健康課に申請してください。申請がないと減額認定証は交付されません。

また、食事代などの減額が適用されるのは、申請した月の初日からとなります。

医療機関などの支払いについて

次の①、②の条件に当てはまる人は、医療機関などでの医療費の自己負担割合が「3割」になります。

①住民税の基準課税所得額が145万円以上の被保険者

②①と同じ世帯の被保険者

ただし、次の①から③の条件に当てはまる人は、確定申告書の写しなどを添えて申請すると、自己負担割合が「3割」から「1割」になります。

①被保険者が1人で、その人の収入が383万円未満

②被保険者が2人以上で、被保険者の収入合計額が520万円未満

③被保険者が1人で、同じ世帯に70歳以上75歳未満の人がいて、被保険者と同じ世帯の70歳から75歳未満の人の収入合計額が520万円未満

①と②の条件に当てはまらない人の医療費自己負担割合は「1割」になります。

後期高齢者医療制度の詳細については、生活健康課町民室または住民生活室までお問い合わせください。

【保険料納付方法・納付月】 ○=年金差し引き ◆=現金または口座振替

徴収方法	納付月	平成25年										平成26年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
仮徴収されていて確定賦課でも年金差し引きとなる人		○		○		○		○		○		○		
仮徴収されていて確定賦課で普通徴収となる人		○		○		○		◆	◆	◆	◆	◆	◆	
仮徴収されていないが確定賦課で年金差し引きとなる人						◆	◆	○		○		○		
仮徴収されていないが確定賦課で普通徴収となる人、および既に年金差し引き中止を申し出ている人						◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	

※年度の途中で75歳になった人や他市町村から転入してきた場合などは、しばらくの間は現金または口座振替での納付(普通徴収)となりますのでご注意ください。

【保険料の軽減措置について】 所得の低い人や健康保険組合などの被扶養者だった人は、下記のとおり保険料が軽減されます。

▶所得が低い人に対する軽減

世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の総所得金額の合計額が①から④の場合は軽減措置をします。

①33万円以下の人……均等割8.5割軽減

②①の内、世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下で、他の所得がない人……均等割9割軽減

③33万円+{24.5万円×被保険者数(世帯主を除く)}以下の人……均等割5割軽減

④33万円+{35万円×被保険者数}以下の人……均等割2割軽減

年金収入が153万円以上211万円以下※の人は、所得割が5割軽減となります。

※年金収入のみの人の基準。そのほかの所得がある人は、基礎控除後の総所得金額などが58万円以下の場合に適用されます。

▶被用者保険の被扶養者だった人に対する軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日まで「会社などの健康保険組合などの被扶養者」だった人は所得割が課されず、均等割が9割軽減されます。